

修正案第1号

令和3年6月14日

企画総務委員会委員長

恵比須 幹 夫 様

企画総務委員会委員 神 山 聡

議案第40号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についてに対する修正案について

このことについて、生駒市議会会議規則第99条の規定により、別紙のとおり案文を  
添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第40号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
の制定についてに対する修正案

議案第40号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

第2条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

○職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

修正前	修正後
<p>(仕事の仕事)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>任命権者に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の仕事の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>	<p>(仕事の仕事)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の職員(特別職を含む。)</u>の面前で別記様式による宣誓書を朗読し、かつ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の仕事の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>